

## 検討を要する論点（たたき台）

### 〔基本的な考え方〕

- 指導と評価は学校教育の根幹である。新学習指導要領が目指す資質・能力を着実に育成するためには、新学習指導要領の趣旨を踏まえて、指導と評価の充実を図ることが必要である。
- 一方、評価については、例えば、
  - ・ 学期末や学年末における事後的な評価が中心で、評価が児童生徒の具体的な学習改善につながっていない、
  - ・ 現行の「関心・意欲・態度」の観点について、挙手の回数やノートの取り方など、性格や行動面の傾向が一時的に表出された場面を捉える評価であるような誤解が払拭し切れていない、
  - ・ 教師が評価のための「記録」に労力を割かれて、指導に注力できない、
  - ・ 相当な労力をかけて記述した指導要録が、次学年や次学校段階において十分に活用されていない、
  - ・ 評価の方法や評価規準・判断基準が学校や教師によって異なるにも関わらず、公立高校入試などにおいて、中学校における評定を重視した選抜が行われている、といった指摘もある。
- こうした課題に応えるとともに、教師の働き方改革が喫緊の課題となっていることも踏まえ、学習評価の在り方についても、
  - ① 児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと、
  - ② 教師の指導改善につながるものにしていくこと
  - ③ これまで慣行として行われてきたことでも、必要性・妥当性が認められないものは大胆に見直していくこと、を基本として、特に以下の点を中心に検討する。

## 【指導要録の改善について】

### （高等学校における観点別学習状況の評価の扱いについて）

- 高等学校における観点別学習状況の評価を更に充実する観点から、今後発出する学習評価及び指導要録の改善等に係る通知（以下「通知」という。）の「高等学校及び特別支援学校高等部の指導要録に記載する事項等」において、観点別学習状況の評価に係る説明を充実するとともに、指導要録の参考様式に記載欄を設けることとしてよいか。

### （指導要録の取扱いについて）

- 教師の勤務実態を踏まえ、指導要録のうち指導に関する記録については大幅に簡素化し、学習評価の結果を教師が自らの指導の改善や児童生徒の学習の改善につなげることに重点を置くこととしてはどうか。具体的には、
  - ・「総合所見及び指導上参考となる諸事項」など文章記述により記載される事項は、児童生徒本人や保護者に適切に伝えられることで初めて児童生徒の学習の改善に生かされるものであることから、指導要録における文章記述欄については大幅に簡素化を図り、通知表や面談など児童生徒や保護者に直接評価を伝える機会を充実させることとしてはどうか。
  - ・学校を設置する教育委員会等において検討を行い、通知表が指導要録の指導に関する記録の記載事項を全て満たす場合には、通知表を指導要録とすることも可能と明示してはどうか。

## 【観点別学習状況の評価について】

### （評価の3つの観点）

平成28年の中央教育審議会答申において、育成すべき資質・能力の三つの柱を踏まえ、観点別学習状況の評価における観点については、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点到整理された。

- 児童生徒の知識・技能の習得状況や思考力・判断力・表現力等の状況进行评估する「知識・技能」「思考・判断・表現」の観点と、知識・技能の習得や思考・判断・表現に児童生徒が主体的に取り組んでいるかどうかという意思的な側面进行评估する「主体的に学習に取り組む態度」の観点については、評価する側面に質的な相違がある。この点を踏まえた評価についてどのように考えるか。

(主として「主体的に学習に取り組む態度」について)

「主体的に学習に取り組む態度」については、平成 28 年の中央教育審議会答申において、挙手の回数やノートの取り方などの形式的な活動ではなく、児童生徒が「子供たちが自ら学習の目標を持ち、進め方を見直しながら学習を進め、その過程を評価して新たな学習につなげるといった、学習に関する自己調整を行いながら、粘り強く知識・技能を獲得したり思考・判断・表現しようとしたりしているかどうかという、意思的な側面を捉えて評価することが求められる」とされている。

- 「主体的に学習に取り組む態度」の観点で評価を行う際、児童生徒が「学習に関する自己調整を行」えたかどうかを、どのような方法で評価するのがよいか。
- 「知識・技能」の習得や「思考・判断・表現」から切り離して表面的な「態度」のみを評価すべきでない、すなわち、「知識・技能」や「思考・判断・表現」の向上に結びついていないのであれば「態度」について児童生徒に改善を促すべきであるという観点から、「主体的に学習に取り組む態度」の評価は、他の観点の評価と併せて行うことを基本とすることでよいか。(この考え方に基づいて3段階の観点別学習状況の評価を行うと、例えば、「知識・技能C、思考・判断・表現C、主体的に学習に取り組む態度A」という評価結果は基本的に想定されない。)
- 現行と同様に全ての観点別学習状況の評価の段階を3段階(ABC)とすることでよいか。あるいは、「主体的に学習に取り組む態度」については、単元や教科等ごとの総括的評価になじまない部分もあることから、例えば、小・中学校の「特別活動の記録」と同様に、顕著な場合のみに○を付すことなども考えられるか。

- 「主体的に学習に取り組む態度」の観点については、学習活動として児童生徒の自己評価や相互評価の機会を適切に取り入れることにより、児童生徒自身の評価能力を高め、学習改善を進めるという視点も重要ではないか。また、このような活動における児童生徒の発言・記述等を、教師が「主体的に学習に取り組む態度」の評価を行う際に参考にすることも考えられるのではないか。

#### （評価を行うタイミングや頻度について）

- 平成 28 年の中央教育審議会答申では、毎回の授業で全ての観点をみとるのではなく、単元や題材などのまとまりの中で、指導内容に照らして評価の場면을適切に位置付ける旨を求めている。しかしながら、実際には、毎回の授業において複数の観点を評価する運用が行われており、教師にとっては評価の「記録」が常に求められるとともに、児童生徒にとっても、常に教師による評価にさらされるため、新しい解法に積極的に取り組んだり、斬新なアイデアを示したりすることなどが難しくなっているとの指摘もある。

したがって、「記録のための評価」については、その場면을精選することでよい。また、「指導のための評価」を重視する観点から、学習指導要領に定められた各教科等の目標や内容の特質に照らして適切な場合には、単元や題材ごとにすべての観点別学習状況の評価の場면을設けるのではなく、複数の単元や題材にわたって長期的な視点で評価することを可能とするなど、より柔軟な運用にすることについてどのように考えるか。

#### 【評定の必要性について】

- 現在、各教科については、学習状況を分析的に捉える「観点別学習状況の評価」と、これらを総括的に捉える「評定」とを行っている。「評定」の必要性については、以下の意見があったが、どのような扱いとすべきか。

#### （評定は無くすべきとの意見）

- ・ 日常的な学習の改善に生かすという観点からは、学習状況を分析的に捉えた観点別学習状況の評価が重要だが、「評定」が存在するため、児童生徒や保護者が「評定」のみに注目し、観点別学習状況の評価結果を学習の改善につなげられていないという現状がある。
- ・ 教師にとっても、観点別学習状況の評価の結果を「評定」に総括することで、指導や評価のポイントが不明確になっている。

- ・ 高校入試において、きめ細かく生徒一人一人を評価するためには、観点別学習状況の評価の方が「評定」よりも有効である。（「評定」に総括する際の観点ごとの重み付けが学校によって異なり、「評定」に生徒の学習状況が適切に反映されていない場合がある。）
- ・ 観点別学習状況の評価の結果を「評定」にまとめる作業は、教師にとって負担である。

#### （評定を引き続き位置付けるべきとの意見）

- ・ 児童生徒や保護者は、学習状況を分析的に捉える「観点別学習状況の評価」だけでなく、これらを総合して数値で表した「評定」も併せて伝えてもらうことにより学習状況を全体的に把握できると考えている。
- ・ 公立高等学校の入学者選抜やAO・推薦形式の大学入試、奨学金の成績基準等で現に使用されている状況に変更を加えることを検討しなければならない。

#### 【学習評価を外部証明に活用する場合の信頼性・妥当性の確保について】

- 現状、入学者選抜等で学習評価の結果が重視されているが、評価について統一の基準が存在せず、入学者選抜等の外部証明に活用する場合の学習評価の信頼性・妥当性の確保についてどのように考えるか。
- 一方で、評価について統一の基準を作成した場合、教師が統一の基準に縛られてしまい、その結果、教師の指導や評価が一面的になることが懸念される。評価の方法や基準については、評価が児童生徒の学習改善を目的とする観点から、地域や学校の実態に応じて各学校及び教師の裁量とすることが考えられるのではないか。（その場合、各都道府県において高校入試の在り方について検討していただく必要があるのではないか。）

## 【国立教育政策研究所が作成する参考資料について】

- 国立教育政策研究所が作成する「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料（以下「参考資料」という。）について、以下のような視点で改善を図ることについてどのように考えるか。
  - ・ 今次学習指導要領改訂では、各教科等の目標や内容が資質・能力の三つの柱に再整理されたことを踏まえ、現行の参考資料のように評価規準の設定例を詳細に示すのではなく、学習指導要領の規定から評価規準を作成する際の手順を示すこととしてはどうか。
  - ・ 現行の参考資料では、学習評価の事例が単元や題材ごとに整理されているが、各教科等の指導内容の特質に照らした場合、単元や題材を越えた長期的な視点で学習評価を考える必要がある場合も生じ得ることから、学期や年間など単元や題材を越えた長期的な視点にたった評価事例を掲載することも検討してはどうか。
  - ・ 参考資料に示す評価方法について、どの程度の具体性をもたせるか。（例えば、観点別学習状況の評価に用いる課題や判断基準（ABC）を具体的に示すことは、各学校における学習評価の信頼性や妥当性の向上に向けた取組を助長する一方で、あまりに詳細に規定することで、学校における学習指導や学習評価を過度に縛ることとならないか。）